

第3部 高齡福祉

令和3年度 高齢者

		事業名	予算額(千円)	
高 齢 化 社 会 対 策		地域福祉基金事業関係団体補助	807	
	在 宅 福 祉 施 策	在宅福祉サービス	軽度生活支援事業	⊕ 334
			自立生活支援員派遣事業	⊕ 8,441
			日常生活用具給付事業	⊕ 837
			福祉機器貸与事業	⊕ 749
			寝具乾燥消毒事業	⊕ 5,541
			認知症高齢者相談事業	⊕ 7,570
			配食サービス事業	⊕ 75,920
			福祉電話の貸与事業	⊕ 214
			緊急通報装置の貸与事業	⊕ 21,565
			社会福祉法人利用者負担軽減補助	1,989
			重度要介護高齢者福祉手当	⊕ 61,613
			外国人高齢者等福祉手当	⊕ 240
			成年後見制度利用促進事業	⊕ 24,355
			ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業	⊕ 2,584
生 き が い			老人クラブ助成	14,569
	高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助	⊕ 6,582		
	老人福祉センター事業費助成	⊕ 78,181		
	老人福祉センター運営委託	⊕ 95,085		
	生きがいづくりアドバイザー(相談員)制度	⊕ 1,760		
敬 老 及 び 啓 発	敬老祝金	⊕ 81,670		
	長寿者慰問	⊕ 8,844		
	認知症サポーター養成講座事業	⊕ 81		
生 活 環 境 整 備	世帯住替家賃助成	⊕ 2,412		
	住宅改善整備費補助	⊕ 2,600		
	高齢者入居保証支援事業	⊕ 50		
施 設 福 祉 施 策	施設利用・措置	施設保護措置	⊕ 167,743	
		特別養護老人ホーム(定員100人)運営委託	⊕ 90,935	
		養護老人ホーム(定員50人)運営委託	⊕ 130,944	
		老人デイサービスセンター運営委託	⊕ 109,784	
		短期入所生活介護措置	⊕ 453	
		介護老人福祉施設措置	⊕ 424	
		ケアハウス(定員50人)運営委託	⊕ 71,455	
		社会福祉センター運営委託	⊕ 50,551	
	施 設 整 備	老人福祉施設管理	⊕ 5,944	
		福祉施設整備	⊕ 12,147	

福祉事業予算の概要

(注)㊦は市単独事業

事業内容
基金積立ての運用益等を用いて、川口市社会福祉協議会の、各種民間団体が行う先導的事業等に助成
おおむね65歳以上の単身者又は高齢者世帯で、日常生活上の軽度な作業の支援を実施
おおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかたを対象に、自立生活支援員(ホームヘルパー)を派遣
おおむね65歳以上で日常生活機能の低下した高齢者を対象に日常生活用具を給付
おおむね65歳以上で心身の機能低下や傷病等で、日常生活に支障のあるかたを対象に、福祉機器を貸与
おおむね65歳以上のねたきりのかたで、寝具を十分に乾燥させることができない世帯を対象に、寝具の乾燥消毒を実施
認知症高齢者の家族からの相談に対応する
おおむね65歳以上の食事を作ることが困難な単身又は虚弱高齢者世帯に、毎日夕食を宅配し、安否確認を行う
おおむね65歳以上で、所得の少ない単身のかたに電話を貸与し、定期的な安否確認を行う
おおむね65歳以上の急変をきたすおそれがある疾患のある高齢者を対象に貸与 緊急時に受信センターにつながり、必要に応じて救急搬送を要請する
社会福祉法人が行う介護保険サービス利用者負担軽減に対し、その一部を補助
65歳以上の在宅高齢者で、要介護4・5、介護保険料段階1～5段階のかたに月額5,000円の手当を支給
大正15年4月1日以前に出生した外国人及び昭和57年1月1日において満20歳以上の身体障害者の外国人に月額5,000円の手当を支給
成年後見センターを設置し、制度の普及啓発や制度利用における相談・支援、市民後見人の養成や活動支援を行う
市民税非課税でおおむね65歳以上のねたきり等で失禁状態にあるかたを対象に紙おむつを支給(要支援・要介護認定者を除く)
おおむね60歳以上の高齢者で構成する老人クラブ連合会に助成、地区老人クラブ連合会と単位老人クラブに対し、それぞれ会員数に応じて助成
65歳以上の高齢者に敬老の日や福祉の日、毎週日曜日に入浴料の割引を行う公衆浴場組合に対する補助
川口市社会福祉事業団が運営するたたら荘及びびやすらぎの家、鳩ヶ谷福祉センターの事業費を助成
老人福祉センター安行・神根・芝・新郷・仲町たたら荘等の管理運営を指定管理者へ委託
高齢者の日常生活の悩み事の相談や、各種アドバイスなどの情報提供を行うアドバイザー(相談員)を置く
賀寿を迎えられたかたに対し、敬老と長寿を祝福するため祝金5,000～50,000円を贈呈
傘寿の80歳及び卒寿の90歳のかたに市長のお祝いのメッセージに粗品を添えて贈呈。100歳を迎えたかたに、国の祝辞を贈呈
地域や企業・学校などで認知症の基礎知識について講座を行い、認知症のかたに対する応援者の養成を図る
民間賃貸住宅居住の取り壊し等により、転居を迫られた所得の少ない高齢者世帯に対し、転居前と後の家賃の差額を助成(2万円を限度)
65歳以上で要支援、要介護のかたが、車イス段差解消機・階段昇降機等を設置する場合、費用の3分の2を補助(20万円を限度)
保証人が得られないため、賃貸住宅の契約が困難な高齢者世帯に対し、市と協定を結ぶ家賃保証会社と契約を締結した場合に、その初回保証料の一部を助成
養護老人ホームに入所されているかたを扶助する
特別養護老人ホーム入所者に対し、介護や日常生活上の世話を行う
65歳以上で、経済的理由等のため居家で養護を受けられないかたに生活の場を提供
在宅の要介護者等に対し、デイサービスセンターへの通所サービスを提供
65歳以上のかたで、居家で介護を受けることが困難となり、介護保険法の適用も図れない場合の短期入所。また、必要に応じ緊急的に高齢者を一時的に保護する
65歳以上で介護が必要なかたが、居家で介護を受けることが困難となり、介護保険法の適用も図れない場合の施設入所
65歳以上で、環境上の理由のため在宅生活に支障のあるかたに低額料金で生活の場を提供
在宅の要介護者等に対し、リハビリ・入浴等のサービスを行う
指定管理施設等に係る小破修繕や建築物・建築設備定期点検、施設賠償責任保険、除草等委託
高齢者福祉施設の整備・運営等についての助成等

第1章 長寿支援

第1章 長寿支援

第1節 高齢者人口

1 高齢者人口の推移

高齢者人口の割合は、令和3年4月1日では60歳以上27.8%、65歳以上22.9%で県及び全国の高齢化率に比べて低くなっています。しかし、高齢者人口は年々増加の一途をたどっており、65歳以上の高齢化率は、徐々に県全体の数値に近づいています。

(1) 高齢者人口年次推移

(各年4月1日)

区分 年度	総人口	60歳以上			65歳以上			割合	
		男	女	合計	男	女	合計	60歳以上	65歳以上
29	596,505	76,434	87,792	164,226	60,687	73,180	133,876	27.5	22.4
30	601,055	76,914	88,581	165,495	61,687	74,561	136,248	27.5	22.7
元	604,675	77,501	89,514	167,015	62,149	75,539	137,688	27.7	22.8
2	608,390	77,881	90,424	168,305	62,619	76,323	138,942	27.7	22.8
3	607,750	78,319	90,955	169,274	62,704	76,597	139,301	27.8	22.9

(2) 高齢者人口の比較

(国勢調査人口)

区分	年度	川口市			埼玉県			全国		
		総人口	60歳以上	65歳以上	総人口	60歳以上	65歳以上	総人口	60歳以上	65歳以上
人口	7	千人 449	千人 65	千人 41	千人 6,759	千人 1,023	千人 681	千人 125,570	千人 25,736	千人 18,261
	12	460	86	56	6,938	1,316	889	126,926	29,741	22,005
	17	480	109	75	7,036	1,674	1,157	127,286	34,217	25,672
	22	500	132	95	7,195	2,045	1,465	128,056	39,283	29,246
	27	578	162	129	7,267	2,259	1,789	127,095	41,920	33,465

区分	年度	川口市			埼玉県			全国		
		総人口	60歳以上	65歳以上	総人口	60歳以上	65歳以上	総人口	60歳以上	65歳以上
人口構成比	7	100.0	14.5	9.1	100.0	15.1	10.1	100.0	20.5	14.5
	12	100.0	18.7	12.2	100.0	19.0	12.8	100.0	23.4	17.3
	17	100.0	22.7	15.6	100.0	23.8	16.4	100.0	26.9	20.2
	22	100.0	26.3	18.9	100.0	28.4	20.4	100.0	30.7	22.8
	27	100.0	28.2	22.6	100.0	31.3	24.8	100.0	33.4	26.6

2 ねたきり・ひとり暮らしの高齢者

ねたきり及びひとり暮らしの高齢者は、高齢者人口の増加及び少子化の傾向に伴い、今後さらに増加することが考えられます。

ねたきり・ひとり暮らしの高齢者数年次推計(各年6月1日現在の単身高齢者調査による)

区分 年度	70歳以上人口	単身ねたきり高齢者		単身高齢者		高齢者世帯
		人数	比率	人数	比率	世帯数
28	90,456	50	0.1	13,829	15.3	10,493
29	94,180	49	0.05	15,100	16.0	11,104
30	99,089	48	0.05	16,002	16.1	11,727
元	103,369	50	0.04	17,039	16.5	12,465
2	70,776	30	0.04	13,073	18.5	6,977

※令和2年度から調査基準日を10月1日とし、調査対象となる年齢を75歳に引き上げたため、令和2年度の各項目は10月1日現在の75歳以上の人数及び世帯数を記載しています。

第2節 在宅福祉サービス

1 軽度生活支援事業

軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続、要介護状態の進行予防等を図るものです。平成13年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上の単身高齢者又は高齢者世帯で、傷病等により軽度な作業の支援を必要とするかた

(2) 内容

庭木の水やり、草取り、家具転倒防止器具等の取付

(3) 令和2年度実績 43件

2 自立生活支援員派遣事業

要介護認定の対象にならないかたについて訪問介護が必要な場合、在宅生活を円滑にし要介護状態になること等を予防するための支援を行います。平成12年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

要介護認定で自立と認定されたかた、またはおおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかた

(2) 内容

自立生活支援員（ホームヘルパー）の派遣により、家事援助（掃除、洗濯、買い物、調理等）、及び身体介護（入浴、清拭、排せつ介助）を本人一部負担により週2回を限度に実施しています。

(3) 令和2年度実績 1,687回

3 日常生活用具給付事業

高齢者の在宅生活支援を目的として、日常生活用具を給付しています。平成13年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

日常動作機能の低下した高齢者や、ねたきりの高齢者で在宅のかた

(2) 内容

本人一部負担により次の日常生活用具を給付しています。

- ・シルバーカー、杖： 要介護認定において、要支援1以上のかた
- ・電磁調理器： 高齢者世帯で要支援1以上のかたのいる世帯
- ・布団一式： 要介護4・5のかた
- ・火災警報器： 非課税世帯で持ち家に居住する単身及び高齢者世帯
又は要介護4・5のかた（無料）
- ・QRコード見守りシール： 認知症等により徘徊のおそれのある要支援1以上のかた

(3) 令和2年度実績

シルバーカー7件、電磁調理器1件、布団0件、T字杖37件、火災警報器5件
QRコード付き見守りシール6件

4 福祉機器貸与事業

要介護認定の対象にならないかたについて、在宅生活を円滑にして要介護状態になること等を予防するため介護機器の貸与を行なっています。平成12年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

要介護認定で自立認定のかた、又はおおむね65歳以上で傷病等により日常生活に支障のあるかた

(2) 内容

介護機器として、介護用ベッド、エアーマット、車いす、手すりの貸与を行なっています。

(3) 令和2年度実績

介護用ベッド18人、エアーマット1人、車いす15人、手すり5人

5 寝具乾燥消毒事業

寝具を十分に乾燥できない状況にある場合、衛生を保持するため寝具の乾燥消毒・洗濯を行なっています。平成6年4月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上で、寝具を十分に乾燥できない状況にあるかた

(2) 内容

寝具乾燥消毒を月1回（秋冬は月2回）、洗濯を年2回

(3) 令和2年度実績

乾燥消毒864回 ・ 洗濯114回

6 認知症高齢者相談事業

認知症高齢者及びその家族等が抱える保健、医療、福祉等に係わる各種の心配ごと、悩みごとに対し、専門相談員及び専門医による医療相談（月2回要予約）を実施しています。平成6年4月1日から実施しています。

(1) 設置場所

川口 6-5-14（川口市高齢者在宅サービスセンター3階）

電話 048-258-1476

(2) 令和2年度相談件数 延2,685件

7 配食サービス事業

食事をつくることが困難なおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者、または虚弱な高齢者世帯に、夕食を毎日宅配するとともに安否の確認を行なっています。

平成9年10月1日から実施しています。

(1) 対象者

食事をつくることが困難なおおむね65歳以上の単身者、または虚弱な高齢者世帯

(2) 内容

夕食を毎日宅配するとともに安否の確認を行なっています。利用者負担は1食400円

(3) 令和2年度実績

利用者数 631人 配食数 180,236食

8 福祉電話の貸与

ひとり暮らし高齢者等に対し、電話を貸与し、定期的に通話を行なうことにより、当該高齢者の孤独感を和らげることを目的に、昭和54年5月1日から実施しています。

(1) 対象者

おおむね65歳以上で、市県民税非課税世帯に属する単身高齢者及びこれに準ずる高齢者

(2) 費用

設置費は市負担とし、基本料金及び通話料金は本人負担

(3) 実施方法

週2回のさわやかコールにより電話訪問サービスを実施しています

(4) 令和2年度末 貸与台数 48台

9 緊急通報装置の貸与

ひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活上の不測の事態における不安の解消を図るため、当該高齢者の住居に緊急通報装置を設置して、急病、事故等の緊急事態が発生した場合にボタンを押すと受信センターが通報を受信し、必要に応じて消防へ救急車の出動要請を依頼します。また、受信センターには看護師が24時間体制で常駐し健康・生活相談や月1回安否の確認を実施しています。

昭和62年4月1日から実施し、平成19年4月1日システムを一部変更しました。

令和2年8月より疾患要件は不要で、市と業務協定した事業者と契約し、有料で利用する方式を開始しました。

(1) 対象者

① おおむね65歳以上で急変をきたすおそれのある発作性、慢性疾患のあるかたで単身及び高齢者世帯

② おおむね65歳以上で単身及び高齢者世帯

(2) 費用

① 緊急通報装置の貸与は無料

② 有料（金額は協定事業者による）

(3) 実施方法

ア 受信センターが通報を受信し、必要に応じて消防局に救急車の出動要請をします

イ 消防局は、出動要請に応じ、ただちに救助を行います

(4) 令和2年度末 貸与台数 ①1,086台 ②13台

10 社会福祉法人利用者負担軽減補助

社会福祉法人が、所得の少ない利用者を対象に、介護保険サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、介護老人福祉施設等）の利用者負担を軽減する場合、市に申請した当該社会福祉法人に対し補助をします。平成13年4月1日から実施しています。

11 重度要介護高齢者福祉手当

身体上又は精神上の障害があるため、日常生活を営むことに著しく支障があり、かつ、所得の少ない高齢者の福祉の増進を図るために支給しています。

- (1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）
 - ア 川口市に住民登録がある65歳以上のかた
 - イ 川口市が行う介護保険の被保険者で要介護状態4・5のかた
 - ウ 介護保険料段階が第1～5段階のかた
 - エ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、介護保険施設に入所していないかた
 - オ 生活保護の適用を受けていないかた
- (2) 手当の額及び支給時期
月額 5,000円（10月と4月の2回に分けて支給）
- (3) 令和2年度支給者数 1,333人

1.2 外国人高齢者等福祉手当

市内在住外国人の高齢者及び障害者の福祉の増進を図るために支給しています。

- (1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）
 - ア 大正15年4月1日以前に出生したかた、または、昭和57年1月1日で満20歳以上で重度の障害者手帳の交付を受けているかた
 - イ 川口市に住民登録があり、1年以上居住しているかた
 - ウ 永住許可を受けているかた
 - エ 公的年金を受けていないかた
- (2) 手当の額及び支給時期
月額 5,000円（10月と4月の2回に分けて支給）
- (3) 令和2年度支給者数 3人

1.3 認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症のかたやその家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくための応援者である「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。

（平成20年度より実施）

- (1) 令和2年度実績 開催回数 20回
- (2) 延参加人数 880人

第3節 健康と生きがい

1 老人クラブ助成

教養の向上、健康の増進、レクリエーション及び地域社会との交流を柱として自主的な活動をしている老人クラブに活動状況・会員数に応じ助成しています。

(1) クラブ数・助成額年次推移

ア 単位老人クラブ

区分	年度	28	29	30	元	2
ク ラ ブ 数		185	184	183	182	179
会 員 数 (人)		13,147	12,919	12,774	12,446	12,097
1 クラブ平均会員数 (人)		71	70	69	68	68
助 成 金 (年額円)		40,000 ～115,000	40,000 ～115,000	40,000 ～115,000	40,000 ～115,000	40,000 ～109,000

イ 地区老人クラブ連合会

区分	年度	28	29	30	元	2
地 区 連 合 会 数		30	30	30	30	30
助 成 金 (年額円)		45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 60,000	45,000 ～ 60,000

ウ 老人クラブ連合会

区分	年度	28	29	30	元	2
連 合 会 数		1	1	1	1	1
助 成 金 (年額円)		500,000	500,000	500,000	500,000	500,000

(2) 老人クラブの活動

老人クラブは「たたら荘の運営をすすめる」「会員を一割ふやそう」「健康・体力づくりをすすめよう」「教養の向上をはかろう」「友愛活動をひろげよう」「クラブ活動をひろげよう」の6点を重点目標として、各種事業を展開しています。

老人クラブ連合会の活動

区 分	活 動 内 容
研 修 部 会	老人大学、指導者研修会、各種講習会
奉 仕 部 会	90歳以上会員への友愛訪問、環境衛生美化運動、共同募金への協力、友愛募金運動
福 利 厚 生 部 会	各種スポーツ大会、大演芸大会
広 報 部 会	会報 キューポラ川口の発行、各主催行事のPR
交 通 安 全 部 会	交通事故防止の啓発
グ ラ ウ ン ド ゴ ル フ 部 会	グラウンドゴルフの普及と大会開催
女 性 部 会	会員相互の友愛訪問、女性リーダーの育成

2 高齢者公衆浴場入浴料減免事業補助

高齢者の福祉の向上を目的に、埼玉県公衆浴場業生活衛生同業組合川口支部が行う高齢者公衆浴場入浴料減免事業に対して助成金を交付しています。（協力店舗数 7店舗）

対象者	内容	日数	利用者延数	助成額
入浴サービス 65歳以上であんしんカードを有するかた	毎週日曜日に1日1回に限り半額程度で入浴できる	52日	24,332人	6,200,750円
特定日入浴サービス 65歳以上であんしんカードを有するかた	敬老の日・福祉の日に1日1回に限り半額程度で入浴できる	2日	471人	

（令和2年度実績）

3 生きがいつくりアドバイザー

高齢者の健康と生きがいつくりの啓発を目的として、平成8年度から実施しています。

生きがいつくりアドバイザー（相談員）が、市内の各たたら荘及び鳩ヶ谷福祉センターを巡回し、たたら荘利用者の日常生活での悩み事の相談や余暇の活動機会の情報提供等を行っています。

令和2年度実績 相談件数 56件

4 地域支え合いあんしんカード事業

外出時における高齢者の緊急時の迅速な身元確認と連絡手段の確保を図るとともに、高齢者を地域で見守り・支え合う体制の強化を目的とし、65歳以上のかたに、あんしんカードを配付しています。平成27年6月1日から実施しています。

第4節 敬老及び啓発

1 敬老祝金の贈呈

本市では、高齢者に敬老の意を表するとともに長寿を祝福し、敬老祝金の贈呈を昭和57年4月1日から実施しています。この制度は毎年8月31日において市内に1年以上居住している高齢者で、賀寿を迎えたかたに年1回9月に贈呈しています。

令和2年度は贈呈者総数8,229人のかたに総額75,270,000円を贈呈しました。

対象者・贈呈実績

年齢	祝金の種類	祝金の額	2年度贈呈者数
満77歳	喜寿の祝金	5,000円	6,156人
満88歳	米寿の祝金	20,000円	1,972人
満99歳	白寿の祝金	50,000円	101人

2 敬老祝賀事業

高齢者に敬老の意を表するとともに長寿を祝福し、9月の敬老月間に市長からのお祝いのメッセージと粗品を贈呈しています。（平成28年より実施）

令和2年度実績	80歳	5,651人
	90歳	1,598人

第5節 生活環境整備

1 高齢者世帯住替家賃助成

民間の賃貸住宅に居住し、取り壊し等により転居を求められた高齢者世帯に対して、転居後の家賃の差額を助成することにより、住まいの安定を図り福祉の向上に寄与することを目的として、平成5年4月1日から実施しています。

(1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）

- ア 65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上のかたを含む高齢者世帯であること
- イ 市内に引き続き2年以上住所を有していること
- ウ 生活保護を受けていないこと
- エ 生計中心者の市民税が非課税であること
- オ 市内の住宅への転居であること
- カ 転居後の家賃（共益費を除く）が月額70,000円未満であること
- キ 転居による新たな賃貸借契約を締結してから10年間を超えない期間であること

(2) 助成金の額

助成金の額は、転居前後の家賃の差額とし、月額2万円を限度としています。

(3) 助成状況年次推移

年度	対象者	助成金額
28	18人	3,104,500円
29	17人	2,797,800円
30	14人	2,509,200円
元	12人	1,970,050円
2	10人	1,684,000円

※平成26年度以前の申請者は、(1)カ・キは該当しない。(2)限度額は月額3万円

2 高齢者住宅改善整備費補助事業

日常生活動作の低下した高齢者が、在宅での生活の利便を図るために住宅の改善整備を行うとき、その改善費用の一部を助成し、生活環境の改善と自力更生を促進し、もって高齢者の福祉を図ることを目的として、平成6年4月1日から実施しています。（平成12年度から介護保険制度優先）

(1) 対象者（次の要件をすべて満たすかた）

- ア 65歳以上の高齢者、またはそのかたと同居している親族
- イ 引き続き2年以上市内に住所を有し、市内における住宅改善であること
- ウ 自己所有の建物であること
- エ 平成12年4月1日以降に、この事業により補助金の交付を受けていないこと
- オ 要介護認定において、要支援及び要介護1～5のかた
- カ 市税を完納していること

(2) 補助金額

補助金の額は、改善整備に要する費用の3分の2の額（限度額20万円）

(3) 補助状況年次推移

年度	対象者	補助金額
28	10人	1,820,000円
29	10人	1,941,000円
30	11人	2,200,000円
元	13人	2,600,000円
2	12人	2,400,000円

3 入居保証支援事業

引き続き川口市内に居住することを希望しながら、身元保証人を確保することが困難である等の理由で民間賃貸住宅への転居が出来ない高齢者に対し、入居保証支援制度を実施し、もって高齢者の居住継続に資することを目的とし平成18年度より事業を開始しました。

(1) 対象者

- ア 市内に1年以上居住し、住民登録されており、引き続きその状況を有すること
- イ 65歳以上のひとり暮らし、又は世帯の構成員が65歳以上のかたを含む60歳以上のかたのみの世帯
- ウ 世帯の合計収入月額20万円以下である高齢者世帯
- エ 川口市内の民間賃貸住宅へ転居すること

(2) 保証内容

民間賃貸住宅の入居を希望する高齢者世帯が、市と協定を結ぶ保証会社の「家賃保証制度」を利用した場合、初回の保証料（共益費を含む家賃の半額）の1/2の額を助成します。

(3) 令和2年度対象者 0人

第6節 施設

1 サンテピア（指定管理者 社会福祉法人川口市社会福祉事業団 平成18年4月1日）

(1) 特別養護老人ホーム（定員100人）

65歳以上の寝たきりや重度の認知症等で、要介護の認定を受けており、自宅において介護を受けることが困難なかたの入所施設です。

(2) 養護老人ホーム（定員50人）

経済的理由等のため居宅で養護を受けることが困難な65歳以上のかたに施設を提供し、生活指導等を目的として設置しています。

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス・定員50人）

自炊できない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められるかたで、家族による援助を受けることが困難なかたが利用できる施設です。

(4) 入所人員

特別養護老人ホーム (定員100人)

年 度	男	女	合 計
2	28人	70人	98人

養護老人ホーム (定員50人)

年 度	男	女	合 計
2	10人	23人	33人

(他市措置者、男1名を含む)

軽費老人ホーム (ケアハウス・定員50人)

年 度	男	女	合 計
2	20人	23人	43人

※各年度末人員

2 老人デイサービスセンター

介護保険法による要介護者等に対し、通所介護により生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上、家族の身体的精神的負担の軽減等を図るため、通所により各種のサービスを提供しています。「横曽根れんげそう」「新郷れんげそう」「芝南れんげそう」「芝れんげそう」「鳩ヶ谷れんげそう」「神根デイサービスセンター」の各施設を設置しています。

(指定管理者 社会福祉法人川口市社会福祉事業団 平成18年4月1日)

令和2年度実績 42, 884人 (月別実利用者の合計)

3 施設措置

65歳以上で家庭においての養護又は介護を得られないかたに対し、施設での生活を援護するため施設に措置しています。なお、特別養護老人ホームについては平成12年度から介護保険制度が適用され、「やむを得ない事由」によると認められる場合に措置しています。

(1) 措置人員年次推移

※各年度末人員

年度	養 護 老 人 ホ ー ム				特 別 養 護 老 人 ホ ー ム				合計
	措 置 施設数	措 置 人 員			措 置 施設数	措 置 人 員			
		男	女	計		男	女	計	
28	8	22	55	77	0	0	0	0	77
29	8	22	54	76	0	0	0	0	76
30	10	17	54	71	0	0	0	0	71
元	10	20	53	73	0	0	0	0	73
2	10	21	50	71	0	0	0	0	71

第7節 地域支援事業・地域包括支援センター

1 地域支援事業

○介護予防・生活支援サービス事業

(1) 訪問型介護予防事業

生活機能の低下等により通所が困難である高齢者に対して、生活意欲の向上や生活活動の維持と向上を図り、要支援・要介護状態への移行防止を目的として、平成29年度から実施しています。

令和2年度実績 訪問回数 101回 訪問者数 11人

(2) 通所型介護予防事業(健康運動教室)

要支援・要介護状態になる恐れのある高齢者に対して、介護予防を目的とした健康運動教室を平成18年度から実施しています。

令和2年度実績 開催回数29教室(1教室10回) 参加者数 210人

○介護予防普及啓発事業

元気な高齢者を対象に、介護予防に関する運動教室や知識の普及啓発を目的とした事業を実施しています。

(1) 老人大学

高齢者の介護予防に関する意識を高め、より充実した生活を送るための教養の向上と健康及び生きがいを図るため、昭和57年度から実施しています。

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。

(2) 生き生きデイサービス事業

生きがいや健康づくり、家庭での閉じこもり防止、及び要介護状態になることの防止等を目的として、市内たたら荘等を会場に、教養、体操等の諸活動を行います。平成13年6月から実施しています。

令和2年度実績 開催教室 242回 参加延人数 1,374人

(3) 生きがい温水プール浴事業

温水プールの中で歩行や軽いストレッチ運動を行うことにより、筋力アップと老化を予防し、もって高齢者の健康と生きがいを目的とし、平成8年5月から実施しています。

令和2年度実績 開催教室数 2教室(1教室10回) 参加者数 38人

(65歳未満の高齢者については、高齢者一般施策で実施。

令和2年度 参加者数 6人)

(4) リフレッシュウォーキング教室事業

正しいウォーキングの方法や姿勢、ストレッチ運動、関係知識や派生効果等について学び、筋力アップと老化予防、併せてストレス解消しながら心身の健康と生きがいを図ることを目的とし、平成21年11月から実施しています。

※令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。

(5) 運動教室事業（健康アップ教室）

運動器の機能向上を中心としながら、併せて栄養改善、口腔機能の向上などを網羅した総合的なプログラムを提供することにより対象者の生活意欲及び生活機能の維持向上を図ることを目的とし、平成21年10月から実施しています。

令和2年度実績 開催教室数 29教室（1教室8回） 参加者数 181人

(6) 介護予防ギフトボックス事業

高齢者が企業・団体等の様々な介護予防となり得る教室や活動に体験参加することにより、生活機能の維持向上を図り、継続して介護予防に取り組んでいけることを目的に「介護予防ギフトボックス事業」を実施しました。

令和2年度実績 全50教室 参加者数 200人

(7) 口腔教室事業

口腔機能の向上を中心としながら、併せて栄養改善等を含めた総合的なプログラムを提供することにより、対象者の生活意欲を向上させ、生活機能の維持向上を図ることを目的とし、平成18年から実施しています。

令和2年度実績 開催教室 14教室（1教室6回） 参加者数 79人

○地域介護予防活動支援事業

(1) 高齢者元気づくり推進リーダー養成講座

介護予防を促進するため、高齢者の心身の元気づくりに有効な知識を学び、地域での高齢者の支援を実践する人材の育成を図ります。平成17年5月から実施しています。

令和2年度実績 開催講座数 1講座（1講座5日間） 受講者数 14人

（新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日程の一部を中止）

(2) 介護支援ボランティア事業

高齢者がボランティア活動を通じて、地域包括支援センターの活動を支援することにより、その地域における介護、保健、福祉、地域活動などさまざまな問題を見つめ、解決のための一助を行うことで、より住みやすい地域となることを目指し、併せて自らの介護予防を推進することを目的とし、平成23年1月から実施しています。

令和2年度実績 実施場所 13カ所 登録者数 127人

○紙おむつ支給事業

65歳以上の市民税非課税のかたで、要支援・要介護認定者のねたきりや認知症で失禁状態の高齢者を支援するため、月1回紙おむつを支給します。利用者負担は、1カ月1,300円。平成9年4月より実施しています。

令和2年度実績 延利用者数 31,882人

（ねたきりや認知症で失禁状態の高齢者については、高齢者一般施策で実施。

令和2年度 延利用者数 1,534人）

○成年後見制度利用支援事業

65歳以上の高齢者で、身寄り（2親等内）がなく、判断能力の不十分な認知症高齢者などに対して、市長が家庭裁判所に成年後見制度の後見等の審判の請求を申立てるものです。また、成年後見人への報酬助成も行っています。平成15年4月から実施しています。

令和2年度実績 申立件数 30件 報酬助成 90件

2 地域包括支援センター運営事業

公正・中立な立場から、地域における①総合相談・支援、②包括的・継続的ケアマネジメント、③権利擁護を担う中核機関として、地域包括支援センターを20カ所設立しています。

川口市における地域包括支援センター

(令和3年4月1日現在)

名 称	管轄圏域	担当地区	開設時期
川口市中央 地域包括支援センター	中央	本町1丁目～4丁目・栄町1丁目～3丁目・金山町・舟戸町・幸町1丁目～3丁目・川口1丁目	平成19年6月
川口市横曽根 地域包括支援センター	横曽根	西川口1丁目～6丁目・仲町・宮町・南町1丁目～2丁目・緑町・並木元町・並木1丁目～4丁目	平成18年10月
川口市西 地域包括支援センター		川口2丁目～6丁目・飯塚1丁目～4丁目・飯原町・原町・荒川町	平成22年6月
川口市青木 地域包括支援センター	青木	青木1丁目～5丁目・中青木1丁目～5丁目・西青木1丁目～5丁目	平成18年4月
川口市上青木 地域包括支援センター		上青木西1丁目～5丁目・上青木1丁目～6丁目	平成21年6月
川口市前川 地域包括支援センター		前川町4丁目・南前川1丁目～2丁目・前上町・前川1丁目～4丁目・本前川1丁目～3丁目	平成28年10月
川口市南平 地域包括支援センター	南平	朝日1丁目～6丁目・末広1丁目～3丁目・新井町・弥平1丁目～4丁目	平成18年10月
川口市南平みなみ 地域包括支援センター		元郷1丁目～6丁目・東領家1丁目～5丁目・領家1丁目～5丁目・河原町	平成22年6月
川口市新郷 地域包括支援センター	新郷	大字赤井・大字東本郷・大字蓮沼・赤井1丁目～4丁目・江戸1丁目～3丁目・江戸袋1丁目～2丁目・本蓮1丁目～4丁目・東本郷1丁目～2丁目	平成21年1月
川口市新郷東 地域包括支援センター		大字東貝塚・大字大竹・大字峯・大字新堀・大字榛松・新堀町・榛松1丁目～3丁目・大字前野宿	平成27年10月
川口市神根 地域包括支援センター	神根	大字安行領在家・大字安行領根岸・大字木曾呂・在家町・大字東内野・大字道合	平成18年4月
川口市神根東 地域包括支援センター		大字赤芝新田・大字赤山・大字新井宿・大字石神・大字神戸・大字西新井宿・大字源左衛門新田	平成23年6月

(令和3年4月1日現在)

名 称	管轄圏域	担当地区	開設時期
川口市芝 地域包括支援センター	芝	芝中田1丁目～2丁目・芝新町・芝下1丁目～3丁目・芝1丁目～5丁目・芝樋ノ爪1丁目～2丁目	平成18年10月
川口市芝伊刈 地域包括支援センター		大字伊刈・芝高木1丁目～2丁目・芝宮根町・北園町・柳根町芝東町・柳崎1丁目～5丁目	平成21年6月
川口市芝西 地域包括支援センター		大字芝・大字小谷場・芝富士1丁目～2丁目・芝園町・芝塚原1丁目～2丁目・芝西1丁目～2丁目	平成24年10月
川口市安行 地域包括支援センター	安行	安行地区全域	平成19年11月
川口市戸塚 地域包括支援センター	戸塚	大字久左衛門新田・大字藤兵衛新田・大字長蔵新田・東川口1丁目～6丁目・戸塚鉄町・戸塚境町・戸塚東1丁目～4丁目・長蔵1丁目～3丁目	平成19年11月
川口市戸塚西 地域包括支援センター		大字西立野・大字行衛・大字差間・北原台1丁目～3丁目・戸塚1丁目～6丁目・戸塚南1丁目～5丁目・差間1丁目～3丁目	平成28年10月
川口市鳩ヶ谷東部 地域包括支援センター	鳩ヶ谷	桜町1丁目～6丁目・鳩ヶ谷本町1丁目～4丁目・坂下町1丁目～4丁目・三ツ和1丁目～3丁目・八幡木1丁目～3丁目	平成19年4月
川口市鳩ヶ谷西部 地域包括支援センター		大字里・大字辻・大字前田・鳩ヶ谷緑町1丁目～2丁目・南鳩ヶ谷1丁目～8丁目	平成21年4月